

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在日外国人高齢者・障害者に「登別市外国人高齢者・障害福祉給付金」(以下「給付金」という。)を支給することにより、その福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による登録をいう。
- (2) 公的年金 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令第4条の8に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。
- (3) 重度心身障害者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省事務次官通知)により、障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。

(支給の要件)

第3条 この要綱により給付金の支給を受けることができる者は、本市に住民登録をしている者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可又は特別永住許可を受けている者
- (2) 昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度心身障害者のうち、昭和57年(1982年)1月1日以前に重度心身障害者であった在日外国人又は同日以降重度心身障害者となったが、その初診日が同日前の在日外国人
- (3) 昭和36年(1961年)4月1日以降昭和57年(1982年)1月1日以前に日本国籍を取得した重度心身障害者のうち日本国籍取得日前に満20歳に達していた者で、日本国籍取得日前に重度心身障害者であった者又は同日以降重度心身障害者となったが、その初診日が同日前のもの

2 前項第1号の規定は、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得した者に準用する。

3 第1項第2号の規定は、昭和57年(1982年)1月2日以降に日本国籍を取得した者に準用する。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する者 月額 10,000円
- (2) 第3条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者 月額 25,000円

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給申請書」(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) 住民票の写し(日本国籍取得者は住民票の写し及び戸籍謄本)
- (3) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し(第3条第2号及び第3号に該当する者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、受給資格の有無について速やかに審査し、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給決定通知書」(様式第2号)又は「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金申請却下通知書」(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第7条 給付金は、前条の規定による支給の決定を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)に対し、第5条第1項の規定による申請のあった日の属する月の翌月分から第14条の規定により受給資格を喪失した日の属する月分までを支給する。

(支給方法)

第8条 給付金は、毎年8月、12月及び4月の3期に、それぞれ前4か月分を支給する。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金又は受給資格を喪失した場合におけるその期の給付金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。

2 給付金は登別市財務会計規則(平成2年規則第15号)第117条の規定に基づき口座振替により支給する。

(支給停止)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める期間の月分の給付金の支給を停止する。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する受給者の前年の所得が旧国民年金法施行令第6条の4第1項に定める額を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の表の規定により読み替えた額を超えるとき、又は第3条第1項第2号及び第3号に規定する受給者の前年の所得が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4第2項

に定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの期間。ただし、震災、風水害、火災等の災害により世帯の住宅、家財等に著しい損害を受けたと市長が認めた場合は本項の規定は適用しない。

- (2) 公的年金の受給権者となったときは、その期間
 - (3) 登別市又は他の自治体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨で支給される給付金等（以下「他の給付金等」という。）を受けているときは、その期間
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けているとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成19年法律第127号）により給付金等を受けているときは、その期間
- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。
- 3 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給を停止することができる。
- (1) 正当な理由がなく第18条に規定する届出をしないとき。
 - (2) 第19条の規定に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正な手段により給付金を受け又は受けようとしたとき。

（支給停止の特例）

第10条 前条第1項第2号及び第3号の規定に関わらず、受給者が現に受給する公的年金の額又は他の給付金等の額が第4条に規定する給付金の額に達しない場合は、その差額を給付金として支給する。

（支給停止の通知）

第11条 市長は、第9条の規定により給付金の支給を停止する場合は、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給停止通知書」（様式第4号）により受給者に通知するものとする。

（支給停止解除の申出）

第12条 受給者は、第9条第1項第2号から第4号までに規定する事由に該当しなくなった場合は、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金受給資格変更・喪失届」（様式第5号。以下「変更・喪失届」という。）により給付金の支給停止の解除を市長に届け出ることができる。

（支給停止解除の通知）

第13条 市長は、前条に規定する届出を受けた場合は、これを速やかに確認し、給付金の支給停止を解除するときは、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給停止解除通知書」（様式第6号）により受給者に通知するものとする。

（受給資格の喪失）

第14条 受給者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日に給付金の受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。

2 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者が重度の心身障害者に該当しなくなった場合は、その日に給付金の受給資格を喪失する。

(喪失の通知等)

第15条 市長は、受給者が前条の規定により給付金の受給資格を喪失したことを確認した場合は、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金受給資格喪失通知書」(様式第7号)により受給者(受給者が死亡した場合にあっては、死亡した受給者と生計を同じくしていた者)に通知するものとする。

(未支給金の請求)

第16条 受給者が死亡した場合において、その死亡したものに支給すべき給付金で、まだその者に支給してないもの(以下「未支給金」という。)がある場合は、次に掲げる者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で未支給金を請求することができる。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 未支給金の支給を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。

3 未支給金の支給を受けるべき同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は全員のためにその全額について行ったものとみなし、その一人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなす。

4 未支給金の支給を受けようとする者は、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金請求書」(様式第8号。以下「未支給金請求書」という。)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(未支給金の支給決定等の通知)

第17条 市長は、未支給金請求書の提出があった場合は、これを速やかに審査し、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金支給決定通知書」(様式第9号)又は「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給請求却下通知書」(様式第10号)により請求者に通知するものとする。

(届出)

第18条 受給者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金現況届」(様式第11号)を、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 受給者又は受給者と生計を同じくしていた者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに変更・喪失届を市長に提出しなければならない。ただし、

第16条第4項の規定により未支給金請求書を提出した場合は、受給者の死亡にかかる変更・喪失届を提出したものとみなす。

- (1) 第9条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第14条の規定に該当し受給資格を喪失したとき。
- (3) 現に受給する公的年金の額又は他の給付金等の額に変更があったとき。
- (4) 受給者が住所、氏名又は給付金の支払いを受ける金融機関を変更したとき。
(譲渡等の禁止)

第19条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。
(返還)

第20条 市長は、給付金の支給後、受給者が第9条第1項第2号から第4号で、同条第3項各号及び第14条第1項各号若しくは同条第2項のいずれかに該当していることを確認した場合は、給付金を受給した者に対して支給済みの給付金の一部又は全部の返還を請求することができる。
(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成9年訓令第21号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成9年7月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
(経過措置等)
- 2 この要綱の規定により給付金の支給を受けようとする者が、平成10年3月31日までに市長に申請し、支給の決定を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、平成9年4月分(この要綱の適用の日以後に受給資格を取得した者にあつては、その受給資格を取得した日の属する月の翌月分)の給付金から支給するものとする。
- 3 平成9年度においては、第9条第1項第1号に定める支給停止期間を平成9年4月から平成10年7月までの期間とする。
- 4 第18条第1項の規定は、平成9年度においては適用しない。

附 則 (平成13年訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第21号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する

附 則 (平成24年訓令第13号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給申請書

申請者	住所	(☎ —)						
	ふりがな		ふりがな					
	氏名		印	通称名				
		通称名は、郵便のあて名として希望する場合のみご記入ください。						
	生年月日	年	月	日生	性別	男・女		
	国籍		日本国籍取得年月日	年	月	日		
	外国人住民となった年月日	年	月	日				
	身体障害者手帳及び療育手帳	交付年月日	年	月	日	番号	第	号
		障害の程度	(身障手帳)		級	(療育手帳)		A
	障害の発生の原因となった傷病の初診日		年	月	日			
	生活保護受給の有無	有	(保護開始年月日	年	月	日)	・無	
	公的年金の受給の有無	有	(名称	年額	円)	・無		
	その他の給付金等の受給の有無	有	(名称	月額	円)	・無		
	前年の所得状況	給与所得	その他の所得	合計	扶養親族等の数			
					人			
振込先	金融機関名	(銀行・金庫・組合)			(本店・支店)			
	口座名義	(ふりがな)	種別	当座・普通				
		氏名	口座番号					
(家族及び同居の親族)								
氏名	生年月日	続柄	同居・別居	住所	職業			
<p>上記のとおり、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第5条の規定に基づき給付金の支給を申請いたします。</p> <p>なお、支給の決定に際し、住民票、課税台帳等により、調査確認されることを承諾いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">登別市長 様</p> <p style="text-align: right;">(申請者) _____ 印</p>								

(添付書類)

- | |
|---|
| <p>1 所得証明書（扶養親族の人数が記載されているもの）</p> <p>2 住民票の写し（日本国籍取得者は住民票の写し及び戸籍謄本）</p> <p>3 身体障害者手帳又は療育手帳の写し（重度心身障害者のみ）</p> <p>4 年金証書等の写し（公的年金受給者のみ）</p> <p>5 その他（ _____ ）</p> |
|---|

様式第2号（第6条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給決定通知書

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

あなたが申請された「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給申請書」を審査した結果、次のとおり決定しましたので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第6条の規定に基づき通知します。

決 定 内 容	登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金を支給します。	
受 給 者	決 定 番 号	
	住 所	
	氏 名	
支 給 開 始 年 月	年 月分から支給します。	
支 給 額	月 額	円
振 込 先	口 座 名 義	
	金 融 機 関 名	
	預 金 種 別	
	口 座 番 号	
<p>1 受給者又は受給者と生計を同じくしている方は、受給者が次のいずれかに該当することとなった場合は、「受給資格変更・喪失届」の提出が必要となります。</p> <p>(1) 死亡されたとき。</p> <p>(2) 転出されたとき。</p> <p>(3) 住所、氏名又は金融機関を変更したとき。</p> <p>(4) 生活保護を受けることとなったとき。</p> <p>(5) 公的年金の受給者となったとき。</p> <p>(現に受給している公的年金の額に変更があったときを含む。)</p> <p>(6) 支給対象となる重度心身障害者に該当しなくなったとき。(障害者の方のみ。)</p> <p>(7) 本市又は他の自治体から同様の趣旨で支給される給付金等を受けることとなったとき。(現に受給している同様の趣旨で支給される給付金等の額に変更があったときを含む。)</p> <p>2 支給対象者は、毎年、7月1日から7月31日までの間に「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金現況届」の提出が必要となります。</p>		
備 考		

様式第3号（第6条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給申請却下通知書

登 第 号
年 月 日

_____様

登別市長 印

あなたが申請された「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給申請書」を審査した結果、次のとおり決定しましたので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第6条の規定に基づき通知します。

決 定 内 容	登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金を支給できません。
【支給できない理由】 _____	
備 考	

様式第4号（第11条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給停止通知書

登 第 号
年 月 日

_____様

登別市長 印

次のとおり登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金の支給を停止しますので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第11条の規定に基づき通知します。

支給停止者	決定番号	
	住所	
	氏名	
【支給を停止する理由】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
支給停止期間	年 月分 ~ 年 月分	
支給停止額		
備考	支給停止理由に該当しなくなったときは、給付金の支給が再開されますので、すみやかに届け出てください。	

様式第5号（第12条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金受給資格変更・喪失届

年 月 日

登別市長 様

(届出者) 住 所
氏 名
受給者との続柄 ()

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金の受給資格に変更・移動がありましたので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第12条及び第18条第2項の規定に基づき、次のとおり変更・移動内容を届け出します。

【受給者】

決定番号	
住 所	
氏 名	

【資格喪失】

死 亡	死亡年月日	年 月 日
転 出	転出年月日	年 月 日
転出先(住所)		
生活保護	生活保護(開始・廃止)年月日	年 月 日
公的年金	年金種別 []	年額 円
他の給付金等	給付金等の名称 []	月額 円
その他		

【変更】

住 所	変更前			
	変更後			
	変更年月日			
氏 名	変 更 前	変 更 後		
	ふりがな		ふりがな	
	氏 名		通称名	
	変更年月日			
振 込 先	変 更 前	変 更 後		
	口座名義		口座名義	
	金融機関名		金融機関名	
	預金種別		預金種別	
	口座番号		口座番号	
	変更年月日			

様式第 8 号 (第 16 条関係)

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給請求書

死受 亡給 し者 た	住 所	(☎ —)		
	ふりがな			
	氏 名			
	死亡年月日	年 月 日		
請 求 者	住 所	(☎ —)		
	ふりがな		ふりがな	
	氏 名		印	通 称 名
		通称名は、郵便のあて名として希望する場合のみご記入ください。		
	生年月日	年 月 日		
	死亡した受給者との続柄		性別	男 ・ 女
	他の生計同一者の有無	有 () ・ 無		
請求額 の内容	未支給期間	年 月分 ～ 年 月分		
	請 求 書	円		
振 込 先	金融機関名	(銀行・金庫・組合)		(本店・支店)
	口 座 名 義	(ふりがな)	預 金 種 別	当座 ・ 普通
		氏 名	口 座 番 号	
<p>上記のとおり、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第 16 条第 4 項の規定に基づき、福祉給付金の未支給金を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">登別市長 様</p> <p style="text-align: right;">(申請者) _____ 印</p>				
添付書類	<p>1 死亡を証明する書類 (死亡診断書の写し等)</p> <p>2 死亡した受給者との続柄を証明する書類</p> <p>3 その他 ()</p>			

※ 他の生計同一者がいる場合は、その内容を具体的に記入してください。

様式第9号（第17条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金支給決定通知書

登 第 号
年 月 日

_____様

登別市長 印

あなたが、請求された「登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金請求書」を審査した結果、次のとおり決定しましたので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第17条第1項の規定に基づき通知します。

決 定 内 容	登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金を支給します。	
受 給 者	決 定 番 号	
	住 所	
	氏 名	
未 支 給 金 額	円	
振 込 先	口 座 名 義	
	金 融 機 関 名	
	預 金 種 別	当座預金 ・ 普通預金
	口 座 番 号	
備 考		

様式第10号（第17条関係）

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金請求却下通知書

登 第 号
年 月 日

_____様

登別市長 印

あなたが請求された「登別市外国人高齢者・障害福祉給付金未支給金請求書」を審査した結果、次のとおり決定しましたので、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第17条第1項の規定に基づき通知します。

決 定 内 容	登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金未支給金を支給できません。
【支給できない理由】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
備 考	

様式第11号 (第18条関係)

登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金現況届

受	住所	(☎ —)				
	ふりがな		ふりがな			
給	氏名		印	通称名		
				通称名は、郵便のあて名として希望する場合のみご記入ください。		
	生年月日		年 月 日生	性別	男・女	
	公的年金受給の有無	有 (名称		年額	円) ・ 無	
	生活保護受給の有無	有 (保護開始年月日		年 月 日)	・ 無	
	その他の給付金等の受給の有無	有 (名称		月額	円) ・ 無	
	前年の所得の状況	給与所得	その他の所得	合計	扶養親族等の数	
者	振込先	1 変更なし 2 変更あり (次の欄に変更後の振込先を記入願います。)				
		金融機関名	(銀行・金庫・組合)			(本店・支店)
		口座名義	(ふりがな)	預金種別	当座・普通	
		氏名		口座番号		
(家族及び同居の親族)						
氏名	生年月日	続柄	同居・別居	住所	職業	
<p>上記のとおり、登別市外国人高齢者・障害者福祉給付金支給要綱第18条の規定に基づき「現況届」を提出いたします。</p> <p>なお、給付金の継続支給の決定に際し、課税台帳等により、調査確認されることを承諾いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>登別市長 様</p> <p style="text-align: right;">(届出者) _____ 印</p>						

(添付書類)

<p>1 所得証明書 (扶養親族の人数が記載されているもの)</p> <p>2 年金証書等の写し (公的年金受給者のみ)</p> <p>3 その他 ()</p>

(留意事項)

7月1日現在の状況について記入してください。